吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条 に基づく開示事項)

2025年10月27日

HOYA 株式会社 リードスピーカー・ジャパン株式会社

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第 189条に基づく開示事項)

> 東京都新宿区西新宿六丁目 10 番 1 号 HOYA 株式会社 代表執行役最高経営責任者(CEO) 池田 英一郎

東京都千代田区鍛冶町二丁目 7番 14号 リードスピーカー・ジャパン株式会社 代表取締役 河野 英治

HOYA 株式会社(以下「甲」といいます。)及びリードスピーカー・ジャパン株式会社(以下「乙」といいます。)は、2025年9月5日付で吸収分割契約書を締結し、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社、効力発生日を2025年10月27日として、甲がReadSpeaker事業部において現に営んでいるReadSpeaker事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社 法施行規則第 189 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第189条第1号)

2025年10月27日

- 2. 吸収分割会社における次に掲げる事項(会社法施行規則第189条第2号)
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する場合 (簡易吸収分割) に該当するため、該当事項はありません。

- (2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過
 - i 反対株主の株式買取請求(会社法第785条)

本吸収分割は、会社法第784条第2項に定める簡易分割の要件を満たすことから、甲に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

ii 新株予約権買取請求(会社法第787条)

甲が発行している新株予約権について、会社法第787条第1項第2号に該当するものは存在しないため、該当事項はありません。

iii 債権者の異議(会社法第789条)

甲は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2025年9月17日付の官報及び電子公告にて、吸収分割をする旨、乙の商号及び住所、甲及び乙の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を、公告いたしましたが、所定の期間内に、同条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

- 3. 吸収分割承継株式会社における次に掲げる事項(会社法施行規則第189条第3号)
 - (1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に従って、乙に対して請求を行った株主はいませんでした。

- (2) 会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過
 - i 反対株主の株式買取請求(会社法第797条) 乙の株主は甲のみであり、甲は乙の特別支配株主に該当することから、会社法 第797条第3項の規定による手続は行っておりません。
 - ii 債権者の異議(会社法第799条)

乙は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2025年9月17日付の官報及び日刊工業新聞にて、吸収分割をする旨、甲の商号及び住所、甲及び乙の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を、公告いたしましたが、所定の期間内に、同条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第189条第4号)

乙は、本吸収分割の効力発生日である 2025 年 10 月 27 日をもって、甲から、甲が ReadSpeaker 事業部において現に営んでいる ReadSpeaker 事業に関して有する権利義務 を承継いたしました。甲から承継した資産及び負債の額は、それぞれ 388 百万円 (概算値) 及び 236 百万円 (概算値) です。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日(会社法施行規則第189条第5号)

本吸収分割の効力発生日である 2025 年 10 月 27 日から 14 日以内に行う予定です。

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項(会社法施行規則第189条第6号)

甲は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づき、本吸収分割に係る吸収分割契約について同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行いました。

乙は、会社法第 796 条第 1 項但書の規定に基づき、本吸収分割に係る吸収分割契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得て本吸収分割を行いました。

甲は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(以下「労働契約承継法」といいます。)第7条に基づき、労働者の理解と協力を得るよう努め、かつ、商法等の一部を改正する法律(平成12年法律第90号)附則第5条に基づき、労働者と協議を行いました。また、甲は、労働契約承継法第2条に基づき、労働者に対して本吸収分割に関する通知を行いましたが、異議の申出はありませんでした。

以上